

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	-
------	---

評価実施機関名

福岡市長

公表日

令和7年10月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法及び福岡市介護保険条例、福岡市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例等の規定に基づき、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、要介護（要支援）認定、給付、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）に関する事務を行っている。 特定個人情報ファイルは、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 - 被保険者資格 - 第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更の届出 - 第1号及び第2号被保険者の被保険者証交付（再交付）の申請、交付 - 保険料賦課 - 保険料の賦課、通知 - 保険料の減免、徴収猶予等の申請、決定 - 保険料収納 - 保険料の収納、還付 - 滞納管理 - 保険料滞納者に係る支払い方法の変更、支払いの一時差止、給付額減額 - 受給者管理 - 利用者負担割合の決定、負担割合証の交付、負担割合証の再交付の申請、再交付 - 負担限度額認定や各種減免認定の申請、認定決定、認定証の交付（再交付含む） - 認定管理 - 要介護（要支援）の新規認定、認定更新、区分変更の申請、決定 - 給付管理 - 居宅（介護予防）サービス計画届出の登録 - 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請、決定 - 高額介護（介護予防）サービス費支給申請、支給決定 - 高額医療合算介護（介護予防）サービス費支給申請、支給決定 - 介護保険居宅介護（介護予防）サービス費等（償還払）支給申請、支給決定、介護予防・日常生活支援総合事業費（償還払）支給申請、支給決定及び介護保険特定入所者介護（介護予防）サービス費等支給申請、支給決定 - 総合事業 - 総合事業利用届出（介護予防ケアマネジメント作成依頼届、基本チェックリスト等）の登録及び判定 - 事業対象者（総合事業）の資格管理 - 総合事業高額介護予防サービス費相当事業の支給申請、支給決定 - 総合事業高額医療合算介護予防サービス費相当事業の支給申請、支給決定 （共通） - 情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携（照会・提供）を行うため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバに保有・管理を行う。 - 保険者事務共同処理業務 ⑬及び⑭の事務に個人番号を利用し、本市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。 ※本市では、⑳について、福岡県国民健康保険団体連合会（国保連合会）に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「個人番号異動連絡票（訂正時には訂正連絡票）」を提供する。
③システムの名称	・介護保険システム ・認定審査会支援システム ・統合宛名システム ・中間サーバ ・伝送通信ソフト ・共通基盤システム ・申請管理システム（サービス検索・電子申請機能）

2. 特定個人情報ファイル名

介護保険情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表の100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145、158、161の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第131、132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉局 高齢社会部 介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8の1 総務企画局 行政部 情報公開室 TEL:092-711-4129 FAX:092-733-5619
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8の1 福祉局 高齢社会部 介護保険課 TEL:092-733-5452 FAX:092-726-3328
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------	------------------	--

判断の根拠	住登者については、システム間連携によりマイナンバー登録や副本登録の際に人手を介在させる作業は無いが、住登外者のマイナンバー登録の際には、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人または代理人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、介護保険に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等
-------	---

9. 監査

実施の有無	☒ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	--	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
---------------------	-------------------------	--

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
-------------------------	--

当該対策は十分か【再掲】	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
--------------	---	--

[illegible]

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月8日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項	事後	番号法別表第二の改正に伴う追記であり、重要な変更に該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年1月27日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(※追加記載)	⑯総合事業利用届出(介護予防ケアマネジメント作成依頼届、基本チェックリスト等)の登録及び判定 ⑰事業対象者(総合事業)の資格管理 ⑱総合事業高額介護予防サービス費相当事業の支給申請、支給決定 ⑲総合事業高額医療合算介護予防サービス費相当事業の支給申請、支給決定 ⑳保険者事務共同処理業務 ⑭及び⑲の事務に個人番号を利用し、本市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。 ※本市では、㉑について、福岡県国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「個人番号異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供する。	事前	①重要な変更(特定個人情報を取り扱う事務及び委託先の追加に伴う追記)
平成29年1月27日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・介護保険システム(保健福祉総合システム) ・認定審査会支援システム ・統合宛名システム ・中間サーバ	・介護保険システム(保健福祉総合システム) ・認定審査会支援システム ・統合宛名システム ・中間サーバ ・伝送通信ソフト	事前	①重要な変更(特定個人情報を取り扱う委託先の追加に伴う追記)
平成29年1月27日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一の68の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一の68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	事後	法律名称誤りによる修正であり、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年1月27日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条 (別表第二における情報照会の根拠) (中略) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、16の2、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の2、第15条、第19条、第25条、第25条の2、第30条、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条の2、第59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) (中略) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条	事後	番号法別表第二の主務省令の改正に伴う追記及び文言整理による修正であり、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年1月27日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いくつ時点の計数か	平成27年4月14日時点	平成28年4月1日時点	事前	③その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴い、しいき値判断を改めて実施したもの)
平成29年1月27日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いくつ時点の計数か	平成27年4月14日時点	平成28年4月1日時点	事前	③その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴い、しいき値判断を改めて実施したもの)
平成29年8月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、16の2、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の2、第15条、第19条、第25条、第25条の2、第30条、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条の2、第59条の3	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	事後	番号法別表第二の主務省令の改正に伴う追記及び文言整理による修正であり、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	中茵 泰浩	和佐 優	事後	重要な変更にあらずに該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	FAX: 092-726-3328	FAX: 092-733-5587	事後	重要な変更にあらずに該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年1月15日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いくつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事前	③その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴い、しいき値判断を改めて実施したもの)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月15日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事前	③その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴い、しきい値判断を改めて実施したもの)
平成30年9月3日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	①保健福祉局高齢社会部介護福祉課 ②和佐 優	①保健福祉局高齢社会部介護保険課 ②石橋 進次	事後	③その他の変更(組織変更、人事異動に伴うもの)
平成30年9月3日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8の1 保健福祉局高齢社会部介護福祉課 TEL:092-733-5452 FAX:092-733-5587	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8の1 保健福祉局高齢社会部介護保険課 TEL:092-733-5452 FAX:092-726-3328	事後	③その他の変更(組織変更に伴うもの)
平成30年9月3日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事前	③その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴い、しきい値判断を改めて実施したもの)
平成30年9月3日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事前	③その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴い、しきい値判断を改めて実施したもの)
令和1年6月28日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	②石橋 進次	②介護保険課長	事後	様式変更による内容追加のため、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和1年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事前	③その他の変更(定期的な見直しに伴い、しきい値判断を改めて実施したもの)
令和1年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事前	③その他の変更(定期的な見直しに伴い、しきい値判断を改めて実施したもの)
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策	-	項目追加	事後	様式変更による内容追加のため、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和2年8月7日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事前	③その他の変更(定期的な見直しに伴い、しきい値判断を改めて実施したもの)
令和2年8月7日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事前	③その他の変更(定期的な見直しに伴い、しきい値判断を改めて実施したもの)
令和3年9月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の93、94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の93、94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条	事後	番号法の改正に伴う修正であり、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事前	③その他の変更(定期的な見直しに伴い、しきい値判断を改めて実施したもの)
令和3年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事前	③その他の変更(定期的な見直しに伴い、しきい値判断を改めて実施したもの)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月20日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(略) ①第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更の届出 (中略) ④保険料の収納 (中略) ⑧介護保険(介護予防)居宅介護福祉用具購入費支給申請、決定 ⑨介護保険(介護予防)居宅介護住宅改修費支給申請、決定 ⑩居宅(介護予防)サービス計画届出の登録 ⑪利用者負担割合の決定 ⑫負担限度額認定や各種減免認定の申請、認定決定、認定証の交付 ⑬高額介護(介護予防)サービス費支給申請、支給決定 ⑭高額医療合算介護(介護予防)サービス費支給申請、支給決定 (中略) ⑭及び⑲の事務に個人番号を利用し、本市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。 (以下略)	(略) ①第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更の届出 (中略) ④保険料の収納、還付 (中略) ⑧利用者負担割合の決定 ⑨居宅(介護予防)サービス計画届出の登録 ⑩介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請、決定 ⑪負担限度額認定や各種減免認定の申請、認定決定、認定証の交付 ⑫高額介護(介護予防)サービス費支給申請、支給決定 ⑬高額医療合算介護(介護予防)サービス費支給申請、支給決定 ⑭介護保険居宅介護(介護予防)サービス費等(償還払)支給申請、支給決定及び介護保険特定入所者介護(介護予防)サービス費等支給申請、支給決定 (中略) ⑬及び⑲の事務に個人番号を利用し、本市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。 (以下略)	事前	公金受取口座を活用した公的給付金等の支給の実施に伴い、実施前に提出するもの。
令和4年10月20日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・介護保険システム(保健福祉総合システム) ・認定審査会支援システム ・統合宛名システム ・中間サーバ ・伝送通信ソフト	・介護保険システム(保健福祉総合システム) ・認定審査会支援システム ・統合宛名システム ・中間サーバ ・伝送通信ソフト ・共通基盤システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年10月20日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事前	公金受取口座を活用した公的給付金等の支給の実施に伴い、実施前に提出するもの。
令和4年10月20日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉局 高齢社会部 介護保険課	福祉局 高齢社会部 介護保険課	事後	③その他の変更(組織変更に伴うもの)
令和4年10月20日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8の1 保健福祉局 高齢社会部 介護保険課 TEL:092-733-5452 FAX:092-726-3328	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8の1 福祉局 高齢社会部 介護保険課 TEL:092-733-5452 FAX:092-726-3328	事後	③その他の変更(組織変更に伴うもの)
令和4年10月20日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事前	③その他の変更(定期的な見直しに伴い、しきい値判断を改めて実施したもの)
令和4年10月20日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事前	③その他の変更(定期的な見直しに伴い、しきい値判断を改めて実施したもの)
令和5年4月3日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(略) ①第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更の届出 (中略) ⑧利用者負担割合の決定 ⑨居宅(介護予防)サービス計画届出の登録 ⑩介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請、決定 ⑪負担限度額認定や各種減免認定の申請、認定決定、認定証の交付 (中略) ⑭介護保険居宅介護(介護予防)サービス費等(償還払)支給申請、支給決定及び介護保険特定入所者介護(介護予防)サービス費等支給申請、支給決定 (以下略)	(略) ①第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更の届出 (中略) ⑧利用者負担割合の決定、負担割合証の交付、負担割合証の再交付の申請、再交付 ⑨居宅(介護予防)サービス計画届出の登録 ⑩介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請、決定 ⑪負担限度額認定や各種減免認定の申請、認定決定、認定証の交付(再交付含む) (中略) ⑭介護保険居宅介護(介護予防)サービス費等(償還払)支給申請、支給決定、介護予防・日常生活支援総合事業費(償還払)支給申請、支給決定及び介護保険特定入所者介護(介護予防)サービス費等支給申請、支給決定 (以下略)	事前	びったりサービスを活用した電子申請の受付開始に伴い、開始前に提出するもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月3日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・介護保険システム(保健福祉総合システム) ・認定審査会支援システム ・統合宛名システム ・中間サーバ ・伝送通信ソフト ・共通基盤システム	・介護保険システム(保健福祉総合システム) ・認定審査会支援システム ・統合宛名システム ・中間サーバ ・伝送通信ソフト ・共通基盤システム ・申請管理システム(サービス検索・電子申請機能)	事前	びったりサービスを活用した電子申請の受付開始に伴い、開始前に提出するもの。
令和6年1月16日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事前	③その他の変更(定期的な見直しに伴い、しきい値判断を改めて実施したもの)
令和6年1月16日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事前	③その他の変更(定期的な見直しに伴い、しきい値判断を改めて実施したもの)
令和6年12月20日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一の68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表の100の項	事後	番号法の改正に伴う修正であり、重要な変更該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の93、94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145、158、161の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第131、132の項	事後	番号法の改正に伴う修正であり、重要な変更該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年12月20日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	③その他の変更(定期的な見直しに伴い、しきい値判断を改めて実施したもの)
令和6年12月20日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	③その他の変更(定期的な見直しに伴い、しきい値判断を改めて実施したもの)
令和6年12月20日	IV リスク対策	-	項目追加	事後	様式変更による内容追加のため、重大な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年10月31日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③事務の概要 1/2	①第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更の届出 ②第1号及び第2号被保険者の被保険者証交付(再交付)の申請、交付 ③保険料の賦課、通知 ④保険料の収納、還付 ⑤保険料の減免、徴収猶予等の申請、決定 ⑥保険料滞納者に係る支払い方法の変更、支払いの一時差止、給付額減額 ⑦要介護(要支援)の新規認定、認定更新、区分変更の申請、決定 ⑧利用者負担割合の決定、負担割合証の交付、負担割合証の再交付の申請、再交付 ⑨居宅(介護予防)サービス計画届出の登録 ⑩介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請、決定 ⑪負担限度額認定や各種減免認定の申請、認定決定、認定証の交付(再交付含む) ⑫高額介護(介護予防)サービス費支給申請、支給決定 ⑬高額医療合算介護(介護予防)サービス費支給申請、支給決定 ⑭介護保険居宅介護(介護予防)サービス費等(償還払)支給申請、支給決定、介護予防・日常生活支援総合事業費(償還払)支給申請、支給決定及び介護保険特定入所者介護(介護予防)サービス費等支給申請、支給決定	1. 被保険者資格 ①第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更の届出 ②第1号及び第2号被保険者の被保険者証交付(再交付)の申請、交付 2. 保険料賦課 ③保険料の賦課、通知 ④保険料の減免、徴収猶予等の申請、決定 3. 保険料収納 ⑤保険料の収納、還付 4. 滞納管理 ⑥保険料滞納者に係る支払い方法の変更、支払いの一時差止、給付額減額 5. 受給者管理 ⑦利用者負担割合の決定、負担割合証の交付、負担割合証の再交付の申請、再交付 ⑧負担限度額認定や各種減免認定の申請、認定決定、認定証の交付(再交付含む) 6. 認定管理 ⑨要介護(要支援)の新規認定、認定更新、区分変更の申請、決定 7. 給付管理 ⑩居宅(介護予防)サービス計画届出の登録 ⑪介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請、決定 ⑫高額介護(介護予防)サービス費支給申請、支給決定 ⑬高額医療合算介護(介護予防)サービス費支給申請、支給決定 ⑭介護保険居宅介護(介護予防)サービス費等(償還払)支給申請、支給決定、介護予防・日常生活支援総合事業費(償還払)支給申請、支給決定及び介護保険特定入所者介護(介護予防)サービス費等支給申請、支給決定	事前	システム刷新・標準化に伴い、実施前に提出するもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③事務の概要 2/2	⑮情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携(照会・提供)を行うため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバに保有・管理を行う。 ⑯総合事業利用届出(介護予防ケアマネジメント作成依頼届、基本チェックリスト等)の登録及び判定 ⑰事業対象者(総合事業)の資格管理 ⑱総合事業高額介護予防サービス費相当事業の支給申請、支給決定 ⑲総合事業高額医療合算介護予防サービス費相当事業の支給申請、支給決定 ⑳保険者事務共同処理業務 ⑬及び⑲の事務に個人番号を利用し、本市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。 ※本市では、⑳について、福岡県国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施 しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「個人番号異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供する。	8. 総合事業 ⑮総合事業利用届出(介護予防ケアマネジメント作成依頼届、基本チェックリスト等)の登録及び判定 ⑯事業対象者(総合事業)の資格管理 ⑰総合事業高額介護予防サービス費相当事業の支給申請、支給決定 ⑱総合事業高額医療合算介護予防サービス費相当事業の支給申請、支給決定(共通) ⑲情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携(照会・提供)を行うため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバに保有・管理を行う。 ⑳保険者事務共同処理業務 ⑬及び⑲の事務に個人番号を利用し、本市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。 ※本市では、⑳について、福岡県国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施 しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「個人番号異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供する。	事前	システム刷新・標準化に伴い、実施前に提出するもの。
令和7年10月31日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・介護保険システム(保健福祉総合システム)	・介護保険システム	事前	システム刷新・標準化に伴い、実施前に提出するもの。
令和7年10月31日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事前	介護保険システム刷新に伴い、しきい値判断を改めて実施したもの。
令和7年10月31日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事前	介護保険システム刷新に伴い、しきい値判断を改めて実施したもの。